

## 連合秋田・秋田県公務労協が「2014夏の学習交流会」を開催(8/20)

### －「公共サービス基本条例」制定の意義を全体で確認－

8月20日、秋田市のホテルメトロポリタン秋田で「連合秋田・秋田県公務労協2014夏の学習交流会」が開催され、連合秋田・県公務労協に結集する組合員や連合秋田議員懇談会会員約110人が参加。宮本太郎中央大学教授を招き、地域の課題を踏まえた公共サービスのあり方について学んだ。

主催者を代表して連合秋田東海林会長は「公共サービスは生活と切り離せないが、近年、教育・医療・福祉・交通など切り下げられ、自治体職場でも臨時・非常勤の問題がある。働く者として一つひとつ改善していくことが重要だ。2009年の公共サービス基本法制定後、『公共サービス基本条例の制定を求める秋田県民の会』を立ち上げ、この間、学習会やシンポジウム等を開催してきた。これら取り組みの成果として、秋田市では、この4月から公契約基本条例が施行された。今後は、県や他の市町村においても公共サービス基本条例・公契約条例の早期制定に向けて、我々の取り組みを強化していかなければならない」とあいさつした。



講演では、宮本教授から「持続可能な公共サービス」と題した講演を受けた。宮本教授は「消滅可能性自治体の公表は、国民に大きなインパクトを与えた。こうした中、地域を持続させるための公共サービスが問われている。持続可能な地域を創るためには、これまでの公共サービスを見直し、公共サービスを支える側(現役世代)をも支える視点が必要である。こうした制度を実現可能にするのは公共サービス基本条例

しかない」とした。具体的には、新しい公共サービスの在り方として『準市場』を提起。「準市場とは、市場原理とは全く異なる原理であり、サービスの質を向上させ多様なサービスを供給することを第一義としているもの。これまでの営利主義や効率第一主義、労働と雇用の劣化といったものを排し、そういったものが及ばない領域、そういった準

市場を実現させないといけない。それを実現するためには、公共サービス基本条例の制定が欠かせない」とした。

参加者全体で、良質な公共サービスの確立に向けた公共サービス基本条例制定の意義を確認する集会となった。



熱心に講演に聴き入る参加者